千葉市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱

（目的）

第１条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下、「法」という。）第７７条第１項第３号に規定する障害者　　相談支援事業及び法第７７条の２に規定する基幹相談支援センター（以下「センター」という。）事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条 本事業の実施主体は、千葉市とする。

２　市長は、本事業を適切に実施することができると認められる次の各号のいずれかに　該当する者（以下、「事業者」という。）に事業の一部又は全部を委託して実施することができるものとする。

（１）指定特定相談支援事業を実施する法人

（２）指定一般相談支援事業を実施する法人

３　前項の委託を受けた事業者は、本事業を実施するため、あらかじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）第６５条の１４の３に規定する事項を市長に届け出なければならない。ただし、公募により選定された者の場合は、応募書類の提出によりこれを届け出たものとみなす。

（センターの業務内容及び方針）

第３条 事業者は、千葉市障害者基幹相談支援センター運営方針に基づき、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

（１）一般的な相談支援

ア　福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

イ　社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

ウ　セルフプランの作成支援

エ　社会生活力を高めるための支援

オ　ピアカウンセリング

カ　権利の擁護のために必要な援助

キ　専門機関の紹介

ク　アからキまでのほか、必要と認められる支援

（２）障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援

（３）地域の相談支援体制の強化の取組

ア　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

イ　地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

ウ　地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生　　　委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

エ　学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

オ　地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

（４）地域移行・地域定着の促進の取組

ア　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（５）地域自立支援協議会の運営

ア　各区のセンター輪番による運営事務局会議

イ　各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等

（６）権利擁護・虐待の防止

ア　成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援

イ　障害者等に対する虐待を防止するための取組

（７）障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

（センターの名称及び所管区域）

第４条 センターの名称及び所管区域は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 所管区域 |
| 中央区障害者基幹相談支援センター | 中央区の区域 |
| 花見川区障害者基幹相談支援センター | 花見川区の区域 |
| 稲毛区障害者基幹相談支援センター | 稲毛区の区域 |
| 若葉区障害者基幹相談支援センター | 若葉区の区域 |
| 緑区障害者基幹相談支援センター | 緑区の区域 |
| 美浜区障害者基幹相談支援センター | 美浜区の区域 |

（対象者）

第５条 本事業における支援の対象となる者は、本市に住所を有する障害者及び障害児と　その保護者又は障害者等の介護を行う者とする。

２　前項に規定する対象者で継続的な支援を希望するものは、原則としてセンターに利用登録するものとする。

（休所日及び開所時間）

第６条　センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、休所日又は開所　時間外においても、緊急時に連絡がとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じるものとする。

（１）休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１８号）に規定する休日及び年末年始(１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。)

（２）開所時間

午前９時から午後５時まで

（センターの職員配置）

第７条　事業者は、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる職員を配置するものとする。

（１）専門職員

主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等で、　　常勤及び専らその職務に従事する職員を３人以上配置し、このうち１人はセンターを統括する管理者として配置するものとする。

（２）事務職員

原則として常勤及び専らその職務に従事する事務職員を１人以上配置するものとする。

（事業計画及び事業報告）

第８条　事業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）毎年度の事業計画書及び収支予算書

（２）翌年度の４月１０日までに事業実績報告書及び収支決算書

（３）翌月１０日までに月次事業実績報告書

（４）その他市長が必要と認める書類

２　事業者は、千葉市地域自立支援協議会において、必要に応じて、事業の実施状況の報告をしなければならない。

（実地検査等）

第９条　市長は事業の遂行について、必要があると認める時は、事業者に対し報告を求め、又は実地に検査することができる。

２　事業者からの報告、又は実地検査に基づき、市長は改善指導を行うことができる。

（諸記録の整備と保存）

第１０条　事業者は、相談記録を始めとする事業の実施状況に関する諸記録を整備し、５年間保存しなければならない。

（職員証）

第１１条　センターの職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しなければならない。

（関係機関との連携）

第１２条　事業者は、事業の実施にあたっては、保健福祉センター、障害者相談センター、こころの健康センター、児童相談所、保健所、医療機関等の関係機関のほか、対象者の　　相談内容や障害の状態等に応じて、他の事業者等と連携を密にし、事業が円滑に、かつ　効果的に行われるよう努めるものとする。

（公正・中立性の確保）

第１３条　事業者は、事業の実施にあたり、対象者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

（職員の資質の向上）

第１４条　事業者は、事業に従事する者の資質向上のために、その研修の機会を確保する　ものとする。

（苦情解決）

第１５条　事業者は、本事業に関する利用者からの苦情に適切に対応し、業務に反映させるための体制整備を実施しなければならない。

（事故対応）

第１６条　事業者は、事業の実施の際、事故が発生したときは、市長及び対象者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業者は、事業を実施する上で知り得た対象者に関する個人情報を、正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

（事業の周知）

第１８条　事業者は、事業の実施について、各種の広報手段を活用して周知するものとする。

（利用料）

第１９条　事業の利用料は、無料とする。

（費用の支弁）

第２０条　市長は、第２条第２項の規定による委託に要する費用として、別に定める額を　事業者からの請求により支払うものとする。

（再委託）

第２１条　事業者は、この要綱に基づく事業の実施について、事業の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託する場合は、事前に市長の了承を得るとともに、契約書等により、委託する内容等を明確にしなければならない。

（委任）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、障害福祉サービス課長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

（千葉市相談支援事業実施要綱の廃止）

２　この要綱の施行に伴い、千葉市相談支援事業実施要綱（平成１８年１０月１日施行）は、廃止する。

　（専門職員の配置に係る経過措置）

３　第７条第１号に規定する専門職員の配置について、令和２年度及び令和３年度に限り、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の業務を　　兼務することができるものとする。